

仕 様 書

廃棄物対策課庁用自動車賃貸借業務の仕様については、次のとおりとする。

1. 納入する場所及び台数

別紙 2 車両仕様書のとおり

2. 車体本体の仕様等

別紙 2 車両仕様書のとおり

3. 賃貸借内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和 10 年 11 月 30 日まで

(2) 履行期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで

(3) 納入期限 令和 8 年 6 月 1 日

納入が遅延する場合は、納入日までの間は、代車（廃棄物対策課職員が認めるもの）での対応とし、賃貸借料金に含む

(4) 賃貸借料金に含まれる内容

登録納車費用、リサイクル料金、環境性能割、自動車重量税、自動車賠償責任保険、自動車税、車検整備（継続検査、定期点検整備及びこれらに伴うその他の整備）、代車提供、オイル・オイルフィルタ交換、バッテリー交換（必要数）、メンテナンス料、一般修理（消耗品・摩耗部品の交換及び故障修理）

任意保険（種類；一般車両保険一免責 0 円、対人損害賠償；無制限、対物損害賠償；無制限、人身傷害保険；3,000 万円以上）、当初における搬入及び賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用

4. 契約の方法

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保障されるものではなく、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は、変更し、又は解除する。ただし、契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

5. 下関市暴力団排除条例による措置

別紙 3 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

6. その他

- (1) その他、別紙4「個人情報取扱特記事項」及び別紙5「特記仕様書（環境編簡易）」を遵守すること。
- (2) 本物件はメンテナンスリースとし、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者はリース事業者とし、下関市は本物件の使用人となる。
- (3) 本物件のリース料の支払いは、月払いとする。
- (4) 検品については納車時に納入場所にて廃棄物対策課職員が行う。